

第 1 号 議 案

令 和 6 年 4 月 18 日
総 務 課

人事委員会事務局事案決定実施細目の一部改正について

このことについて、下記のとおり改正する。

記

1 改正の概要

基礎力確認テストの新設に伴い、規定整備を行う。

2 改正内容

新旧対照表のとおり

3 施行年月日

令和 6 年 4 月 1 日

新旧対照表

● 専管事案の改正（任用公平部任用給与課）

<現行>

番号	件名	決定事案名	決定区分					備考
			委	委員長	局	部	課	
		新設						
		新設						
		新設						
		新設						

<改正案>

番号	件名	決定事案名	決定区分					備考	改正理由
			委	委員長	局	部	課		
33-1 (199)	基礎力確認テストに関する事。	基本方針を決定すること。	○						基礎力確認テストの新設に伴い、項目を新設する。
33-2 (200)	基礎力確認テストに関する事。	実施要綱又は合格基準を定めること。		○					基礎力確認テストの新設に伴い、項目を新設する。
33-3 (201)	基礎力確認テストに関する事。	受検資格細目を定めること。			○				基礎力確認テストの新設に伴い、項目を新設する。
33-4 (202)	基礎力確認テストに関する事。	合格者を決定すること。			○				基礎力確認テストの新設に伴い、項目を新設する。

<参考> 主任級職選考に係る事案決定区分

(試験部試験課)

番号	件名	決定事案名	決定区分					備考
			委	委員長	局	部	課	
1-1 (1)	採用試験（選考）及び昇任選考に関する事。	基本方針、試験（選考）の種類及び区分等、受験資格並びに試験（選考）方法を決定すること。	○					
1-4 (4)	採用試験（選考）及び昇任選考に関する事。	合格基準（委員長決定に係るものを除く。）を決定すること。	○					
6-1 (33)	主任級職選考の実施に関する事。	実施要綱を定めること。	○					
6-2 (34)	主任級職選考の実施に関する事。	受験資格細目を定めること。			○			
6-3 (35)	主任級職選考の実施に関する事。	合格者を決定すること。			○			

（委員会議決事案）

第二条 人事行政の運営に関し、委員会の議決を経る事案は次のとおりとする。

- 一 委員会規則の制定及び改廃に関すること。
- 二 人事行政の調査に関すること。
- 三 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究の成果を議会及び長に報告すること。
- 四 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し議会及び長に対する意見の申出に関すること。
- 五 人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。
- 六 任命の方法の一般的基準の決定に関すること。
- 七 競争試験及び選考の基準に関すること。
- 八 職員の退職管理に係る規制違反行為についての任命権者への調査要求並びに任命権者が行う調査の報告要求及び意見陳述に関すること。
- 九 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長に勧告すること。
- 十 人事評価の実施に関し任命権者に勧告すること。
- 十一 研修に関する計画の立案その他に関し任命権者に勧告すること。
- 十二 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の判定及び勧告に関すること。
- 十三 不利益処分に関する審査請求の裁決及び指示に関すること。
- 十四 公務災害補償に関する審査の申立ての裁定に関すること。
- 十五 職員団体の登録及び登録取消しのための口頭審理に関すること。
- 十六 退職手当の支給制限等の処分等に係る諮問に対する答申に関すること。
- 十七 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十八条第五項に掲げる法律の規定及びこれらの規定に基づく命令の規定中職員に関して適用されるもの(以下「労働基準法等の規定」という。)に基づく許可、認定その他特に重要な行政処分に関すること。
- 十八 特に重要な異議の申立て及び訴訟に関すること。
- 十九 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関すること。
- 二十 特に重要な告示、訓令、通達等に関すること。
- 二十一 特に重要な広報及び広聴に関すること。
- 二十二 特に重要な情報公開に関すること。
- 二十三 特に重要な保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。
- 二十四 前各号のほか特に重要な事項に関すること。(実施細目)

第八条 局長は、第二条及び前条の規定により委員会、委員長、局長、部長、課長及び課長代理の決定の対象とされる事案の実施細目を定めなければならない。ただし、委員会及び委員長についての実施細目の制定改廃については、委員会の承認を受けなければならない。